

夏季休業期間における岡山市立放課後児童クラブへの
昼食提供（試行）事業者 募集要項

1 事業の概要

(1) 事業名

夏季休業期間における岡山市立放課後児童クラブへの昼食提供（試行）事業

(2) 期間

実施全体期間 令和8年7月1日から令和8年8月31日まで

提供期間 令和8年8月3日から令和8年8月29日まで（クラブ休所日除く。）

※土曜開所日（クラブにより異なる。）及びお盆期間（8月13日～15日）の提供は事業者の判断によることができる。

(3) 事業内容

別紙「夏季休業期間における岡山市立放課後児童クラブへの昼食提供（試行）事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 実施場所

仕様書別紙のうち事業者が選定したエリア内にあるクラブ。

なお、実施期間中にクラブの使用施設の変更等があった場合、実施場所の変更を行うことがあるため、対応すること。

2 スケジュール

募集開始日（募集要項等の配布）	令和8年5月28日（木）
仕様書等に関する質問受付締切日	令和8年6月4日（木）午後5時15分まで
仕様書等に関する質問回答日	令和8年6月10日（水）
参加申請書及び企画提案書の受付期間	令和8年6月10日（水）から 令和8年6月22日（月）午後5時15分まで
選定結果通知	令和8年6月26日（金）（予定）

3 担当部署及び問い合わせ先

〒700-8544 岡山市北区大供1-1-1 9階

岡山っ子育て成局 子育て支援部 地域子育て支援課

TEL：086-803-1589

E-mail：jidouk@city.okayama.jp

4 仕様書、参加申請書、企画提案書等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）からダウンロードすること。

5 仕様書等に関する質問の受付及び回答

（1）受付期間

令和8年6月4日（木）午後5時15分まで

（2）受付方法

「3 担当部署及び問い合わせ先」宛に、電子メールで、件名を「【質問】夏季休業期間における岡山市立放課後児童クラブへの昼食提供（試行）事業」として送信のうえ、電話による受信確認を行うこと。

（3）回答方法

公開日：令和8年6月10日（水）

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）へ掲載します。

6 参加資格

参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則

（平成元年市規則第63号）第2条第1項の規定に該当しない者であること。

（2）参加申請書の提出日から最適提案者の特定までの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき、岡山市一般競争

（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されていること。現在、有資格者名簿に登録のない者についても企画提案書を提出することができるが、企画提案書の提出と併せて別表（有資格者名簿に登録されている者と同等

であることの認定を受けるための書類)に掲げる書類を提出し、有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けること。

(3) 参加申請書の提出日から最適提案者の特定までの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止または指名留保期間中でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団に該当しないこと。

7 必要書類等の提出

(1) 提出期間

令和8年6月10日(水)から6月22日(月)午後5時15分まで(必着)

※持参の場合は閉庁日を除いた、午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 提出方法

「3 担当部署及び問い合わせ先」宛に持参又は配達記録が残る方法で提出すること。

(3) 必要書類及びその添付書類等

①参加申請書(様式1)

※仕様書別紙(エリア表)から提供を希望するエリアを選択して記入すること。

1エリア以上とし、2エリア以上選択する場合は、同一区内とすること。

エリア選定に際しては、「参考 ニーズ等状況調査結果」を参考にすること。

②企画提案書(様式2)

・社名、代表者印のあるもの1部(正本)

・社名、代表者印のないもの7部(副本)

③本事業で提供を予定している昼食メニュー案(5日分)

※各メニューについて内容が確認できるように写真を添付すること。

④本事業で提供を予定している昼食容器(箸等含む)の現物 1セット

※提案者名の記載は企画提案書(様式2)の正本の一枚目のみとし、副本及び添付書類等には提案者が類推できるような社章等の表現は記載しないか、マスキングを施すこと。

⑤飲食店営業許可書の写し

⑥そうざい製造業営業許可書の写し

※業種によっては複合型そうざい製造業営業許可書の写しでも可

⑦食品衛生責任者修了証の写し

※配置を予定する食品衛生責任者の有効な証書等の写し

(4) 参加の辞退

必要書類等の提出後に参加を取りやめようとする場合は、令和8年6月22日（月）の午後5時15分までに、辞退届（様式3）に記入のうえ、持参又は配達記録が残る方法で提出すること。

8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出書類に重要な誤脱があった場合
- (4) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (5) 審査の公平を害する行為があった場合
- (6) その他、選定にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

9 審査方法及び選定結果

- (1) 企画提案書等の審査は、夏季休業期間における岡山市立放課後児童クラブへの昼食提供事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。
- (2) 審査基準は「最適提案者特定基準」のとおり。
- (3) 最適提案者の特定
 - ①各区で最適提案者を特定する。
 - ②書面審査とする。企画提案書の評価は、選定委員会において行う。参加申請者が提出した企画提案書等を各評価者が評価し、区ごとに合計点が最も高い提案者を最適提案者とし、2番目に高い提案者を次点とする。ただし、合計得点が60点未満の場合は、最適提案者又は次点となることはできない。
 - ③合計点が同一の提案者が2者以上いる場合には、評価者の投票により順位を決定する。
- (4) 全ての提案者に審査の結果を書面にて通知する。また、最適提案者として特定された事業者は本市ホームページで公表する。

10 覚書の締結方法等

- (1) 最適提案者として特定された者と覚書を締結する。ただし、指名停止等やむを得ない事情により最適提案者と覚書を締結できないときは、次点の者を最適提案者として特定し、覚書を締結する。

- (2) 最適提案者が正当な理由なく覚書を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次点の者を最適提案者として特定し、覚書を締結する予定である。

1 1 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に要する一切の費用（旅費及び通信費を含む。）はすべて提案者の負担とする。
- (2) 企画提案及び覚書締結手続き等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出された企画提案書及びその添付書類等は最適提案者のものを除き返却する。ただし、提案者の希望によっては本市において処分することができる。
- (4) 提案は1者につき1提案のみとする。複数の区で提案することはできない。
- (5) 提出された企画提案書等の内容について審査の過程で疑義が生じた場合は、必要に応じて本市から照会を行うことがある。
- (6) 提出期限後における参加申請書等及び企画提案書等の差替及び再提出は認めない。
- (7) 提出された参加申請書等及び企画提案書等に係る内容は、最適提案者を特定する目的以外に、提出者に無断で使用しない。